

## 主任介護支援専門員にかかる研修の実施方針

### 【主任介護支援専門員研修】 ※下線部が変更箇所

令和8年度までは受講申込が定員を超えることが予想されます。申込みをしても受講できない可能性がありますので、特に居宅介護支援事業所の管理者で令和9年3月末までに主任介護支援専門員を取得する必要がある方におかれましては、期限間際の申込みにならないよう早めに受講してください。

#### 1. 受講要件（対象者）

介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する現任の介護支援専門員のうち、下記（1）～（3）のすべての条件に該当する者

（1）下記①から③のいずれかに該当すること

①居宅介護支援事業所で専任の介護支援専門員として従事した期間が、通算して5年（60か月）以上で、現在も居宅介護支援事業所で就業している者

②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上で、現在も県内の居宅介護支援事業所で就業している者

③現に地域包括支援センターに配置されている者

（2）介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の両方を修了している者

（3）勤務先の所在する市町長から推薦を受けた者

※1事業所または1地域包括支援センターから1名の申込みとする。

#### 2. 受講決定時の優先順位

| 年度     | 受講決定時の優先順位                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度～ | 1. <u>新たに居宅介護支援事業所の管理者として配置される予定のある者</u><br>2. 前年度受講申込をしたが、定員の都合により受講できなかった者<br>3. 退職や異動等により後任の主任介護支援専門員が必要な地域包括支援センターに所属する者<br>4. 現在、居宅介護支援事業所の管理者であり、令和9年4月1日以降も管理者である予定の者<br>5. 特定事業所加算にかかる届出をしている居宅介護支援事業所に所属し、退職や異動等により主任介護支援専門員を予定している者<br>6. 特定事業所加算にかかる届出を予定している居宅介護支援事業所に所属する者 |

※受講状況によっては、優先順位を変更する可能性があります。

#### 3. 受講定員 72名程度

## 【主任介護支援専門員更新研修】 ※下線部が変更箇所

令和4年度は2クール開催しますが、令和3年度延期分（1クール）の繰越者が60名いるため、受講可能人数は84名程度です。

募集時期は2クール分（繰越者を除く）まとめて1～2月に、研修時期は1クール目については、4～5月開始見込みの予定です。

受講には指導事例の提出が必須ですので、愛媛県社会福祉協議会ホームページにて、早めに様式等を確認し、受講の準備をお願いします。

なお、法定外研修の取扱いについては、令和4年度の受講に限り、一部臨時的取扱いを行いますので下記を御参照ください。

### 1. 受講要件（対象者）

主任介護支援専門員研修を修了後、愛媛県内の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に対して、直近の過去5年以内に指導した実践事例があり、次の（1）～（4）のすべての条件に該当する者

- （1）主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者
- （2）介護支援専門員への助言・指導及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践への協力が可能な者
- （3）主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去5年以内に下記の①～⑤のいずれかに該当する者
  - ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
  - ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者 ※下記「4. 令和4年度主任更新研修における受講要件の臨時的取扱いについて」参照のこと
  - ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
  - ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
  - ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、愛媛県が適当と認める者
- （4）勤務先の所在する市町長から推薦を受けた者

### 2. 受講決定時の優先順位

| 年度     | 受講決定時の優先順位                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度  | 1. 令和2～3年度の研修中止・延期により、主任介護支援専門員及び介護支援専門員証の有効期間が臨時的な取扱いの対象となっている者<br>2. 主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間満了日が近い者<br>3. 介護支援専門員証の有効期間満了日が近い者<br>4. 居宅介護支援事業所の管理者、主任介護支援専門員が必置となっている地域包括支援センター及び特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員<br>5. 受講確認書及び自己PRシートの記載内容 |
| 令和5年度～ | 1. 主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間満了日が近い者<br>2. 介護支援専門員証の有効期間満了日が近い者<br>3. 居宅介護支援事業所の管理者、主任介護支援専門員が必置となっている地域包括支援センター及び特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員<br>4. 受講確認書及び自己PRシートの記載内容                                                                     |

3. 受講定員 1クールあたり72名程度  
(1クール目の追加募集は12名程度)

4. 令和4年度主任更新研修における受講要件の臨時的取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度中に予定されていた法定外研修が中止となり、受講要件(3)②の要件が満たせない場合は、令和2年度との合算または令和4年12月31日までとの合算を認めることとします。

【受講要件(3)②の臨時的取扱い】

下記ア～ウのいずれかで要件を満たすこととする。

ア.主任介護支援専門員の資格を有する期間内のいずれかの単年度中に4回以上の法定外研修を受講している

イ.令和2～3年度中(R2.4.1～R4.3.31)を合算し、4回以上の法定外研修を受講している

ウ.令和3年度中に法定外研修を4回以上受講できなかったが、不足回数分を令和4年12月31日までに受講見込みである(別途誓約書の提出が必要です。誓約書の様式は、募集の際に示される開催要項にて御確認ください。)

\*この臨時的取扱いは令和4年度主任介護支援専門員更新研修に限って適用します。令和5年度以降の受講要件は従来通りとし、主任介護支援専門員の資格を有する期間内のいずれかの単年度中に4回以上の法定外研修を受講する必要がありますので計画的な受講をお願いします。(今後の新型コロナウイルス感染症等の状況により取扱いを変更する場合には、別途お知らせします。)

O

O